

## 消費税率引き上げに伴う使用料・手数料、利用料金の改定について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が引き上げられることに伴い、課税対象となる使用料・手数料、指定管理者が管理する施設の利用料金について所要の改定を行う。

### I. 使用料・手数料

- ① 改定の考え方
  - ・ 現行単価に**108/105**を乗じる
  - ・ 端数処理は利用者の便宜を考慮し、原則、切捨てとする
  - ・ **3,500 円未満のものについては改定を行わない**  
(港湾・漁港は、条例の規定等により円未満等を切捨て、**3,500 円未満も改定**)
- ② 改定の時期                      平成**26**年**4**月**1**日（港湾は平成**26**年**5**月**1**日）
- ③ 改定件数                          **23**条例**405**件（対象施設等は別紙）
  - ① 使用料    **13**条例    **327**件
  - ② 手数料    **10**条例    **78**件
- ④ 増収見込額（平年度）        **79,421**千円

### II. 利用料金

1. 改定の考え方
  - ・ 条例単価に **108/105** を乗じる  
(使用料・手数料に準じつつ、指定管理者が消費税を適切に転嫁できる環境を整えるため、指定管理者と調整の上、必要な範囲で **3,500 円未満のもの**に係る引上げや端数切上げを実施)
2. 改定の時期                      平成**26**年**4**月**1**日
3. 改定件数                          **19**条例**1,244**件（対象施設は別紙）
4. 増収見込額（平年度）        **195,840**千円
  - ※条例の上限料金で収入した場合の見込額
  - ※利用料金は指定管理者等の収入になるため、府の収入とはならない

(別紙) 改定対象施設

## I. 使用料・手数料

### ① 使用料

#### 【対象施設】

稲スポーツセンター、障がい者交流促進センター、道路、河川、砂防指定地、府営公園、港湾（港湾施設、一般海域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域、港湾区域、府営港湾）、漁港、中央図書館、

### ② 手数料

#### 【対象施設・事務】

中央子ども家庭センター（文書交付手数料等）

監察医事務所（文書交付手数料）

こころの健康総合センター（文書交付手数料等）

中河内救命救急センター（文書交付手数料等）

家畜保健衛生所（繁殖障害除去手数料）

建築都市行政事務手数料（長期優良住宅認定申請手数料等に加算する任意の構造計算適合性判定手数料）

消防法関係事務手数料

職業能力開発促進法関係事務手数料

狩猟免許更新手数料

駐車監視員に関する事務手数料

## II. 利用料金

青少年海洋センター、国際会議場、男女共同参画・青少年センター、日本万国博覧会記念公園、江之子島文化芸術創造センター、労働センター、府営公園、府営駐車場、花の文化園、府民の森、金剛登山道駐車場、中央卸売市場、体育会館、漕艇センター、臨海スポーツセンター、門真スポーツセンター、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、少年自然の家